

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市辻老人憩の家の利用料金の免除		
根拠法令及び条項	那覇市老人憩の家条例第13条 那覇市老人憩の家条例施行規則第4条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成21年4月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して14日以内 ) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和8年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 ちゃーがんにゅう課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

**別紙** 那覇市辻老人憩の家の利用料金の免除に係る審査基準

那覇市老人憩の家条例

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金(入浴料は除く。)の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 第5条第1項第1号及び第2号に規定する者が午前10時から午後5時までの間において利用する場合
- (2) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

那覇市老人憩の家条例施行規則

(減免)

第4条 条例第13条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第13条第1号に規定する場合 全額
- (2) 本市が主催する行事に利用する場合 全額
- (3) 本市と共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1の額
- (4) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額